

【国保会計の財政運営状況及び税率の見直しについて】

◎保険税等の推移

(現年課税分調定額 単位:円・%・人・世帯)

区 分 \ 年 度	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	被保険者 1人あたり	1世帯 あたり	被保険者 1人あたり	1世帯 あたり	被保険者 1人あたり	1世帯 あたり	被保険者 1人あたり	1世帯 あたり	被保険者 1人あたり	1世帯 あたり
国民健康保険税	80,459	143,400	79,673	143,422	72,648	129,674	71,762	127,497	72,441	129,065
前年比	110.7	99.6	99.0	100.0	91.2	90.4	98.8	98.3	100.9	101.2
年間平均被保険者数	10,241		10,295		10,235		10,111		10,013	
年間平均世帯数	5,746		5,719		5,734		5,691		5,620	

※平成21～23年度:決算データによる

(本算定)

※平成24年度:本算定データによる

◎基金残高の推移

(単位:円)

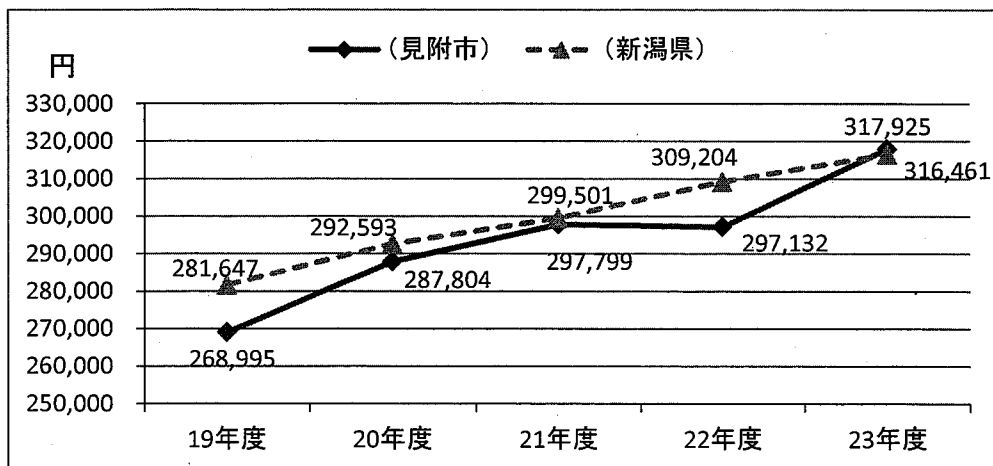
年度	基金保有高	年度中増減	
	(年度末現在)	基金取崩額	基金積立額
H20	109,306,979	0	402,820
H21	109,444,473	0	137,494
H22	109,518,569	0	74,096
H23	59,599,263	50,000,000	80,694
※H24	639,263	59,000,000	40,000

・現行税率 (H20～)

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	6.20%	2.30%	1.75%
均等割	20,000円	5,000円	12,000円
平等割	17,000円	6,000円	—
(課税限度額)	51万円	14万円	12万円

※H24 は取崩見込み額を記載しています

◎医療費の推移



最近5年間では、H22年度までは県平均を下回っていますが、H23年度は若干上回っています。

見附市の医療費の特徴として、高血圧性疾患や糖尿病等のいわゆる生活習慣病の発症が県全体より高くなっています。

・国民健康保険事業特別会計決算見込み

NO	歳 入	決 算		決 算		決算見込み	
		22 年 度		23 年 度		24 年 度	
		決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
1	国 保 税	741,901,384	92.3%	719,768,190	97.0%	725,650,000	100.8%
2	一 般 分	667,975,921	91.8%	647,797,234	97.0%	654,250,000	101.0%
3	医療分現年分	444,727,217	91.0%	431,335,497	97.0%	435,000,000	100.8%
4	支援分現年分	143,703,575	91.5%	140,084,405	97.5%	142,710,000	101.9%
5	介護分現年分	55,727,258	91.9%	55,338,387	99.3%	56,260,000	101.7%
6	医療分滞繰分	18,217,383	104.1%	15,665,583	86.0%	15,000,000	95.8%
7	支援分滞繰分	3,192,763	173.7%	2,885,006	90.4%	2,800,000	97.1%
8	介護分滞繰分	2,407,725	108.0%	2,488,356	103.3%	2,480,000	99.7%
9	退 職 者 分	73,925,463	97.5%	71,970,956	97.4%	71,400,000	99.2%
10	医療分現年分	42,403,680	95.0%	42,393,224	100.0%	42,000,000	99.1%
11	支援分現年分	13,747,068	94.2%	13,841,916	100.7%	13,800,000	99.7%
12	介護分現年分	14,327,978	95.6%	14,246,591	99.4%	14,200,000	99.7%
13	医療分滞繰分	2,740,626	226.7%	1,026,935	37.5%	1,000,000	97.4%
14	支援分滞繰分	204,091	129.3%	196,528	96.3%	200,000	101.8%
15	介護分滞繰分	502,020	221.1%	265,762	52.9%	200,000	75.3%
16	国 庫 支 出 金	823,135,838	93.7%	907,745,429	110.3%	887,180,000	97.7%
17	療養給付費等負担金	573,796,849	94.0%	650,978,593	113.5%	620,000,000	95.2%
18	高額医療費共同負担金	15,241,079	113.5%	17,609,586	115.5%	19,000,000	107.9%
19	特定健康診査等負担金	5,295,000	196.3%	6,239,000	117.8%	6,000,000	96.2%
20	普通調整交付金	211,160,000	96.0%	221,825,000	105.1%	232,000,000	104.6%
21	特別調整交付金	15,436,000	54.8%	10,286,000	66.6%	10,000,000	97.2%
22	出産一時金補助金	560,000	127.3%	320,000	57.1%	0	皆減
23	災害臨時特例補助金	0	-	300,000	皆増	0	皆減
24	円滑運営事業補助金	172,770	62.0%	187,250	108.4%	180,000	96.1%
25	療養給付費交付金	230,218,000	104.8%	271,579,498	118.0%	280,000,000	103.1%
26	前期高齢者交付金	1,041,449,300	106.7%	1,081,556,177	103.9%	1,119,039,755	103.5%
27	県 支 出 金	142,725,079	99.9%	146,433,586	102.6%	190,000,000	129.8%
28	県 調 整 交 付 金	122,189,000	96.4%	122,585,000	100.3%	165,000,000	134.6%
29	特定健康診査等負担金	5,295,000	196.3%	6,239,000	117.8%	6,000,000	96.2%
30	高額医療費共同負担金	15,241,079	113.5%	17,609,586	115.5%	19,000,000	107.9%
31	高額医療費共同事業交付金	51,349,493	98.3%	68,786,171	134.0%	70,400,000	102.3%
32	保険財政共同安定化事業交付金	321,259,339	95.4%	342,516,730	106.6%	397,500,000	116.1%
33	財 産 収 入	74,096	53.9%	80,694	108.9%	40,000	49.6%
34	基金繰入金	0	-	50,000,000	皆増	59,000,000	118.0%
35	一般会計繰入金	239,941,650	106.7%	227,143,504	94.7%	260,000,000	114.5%
36	繰 越 金	97,491,978	97.8%	57,345,597	58.8%	12,106,554	21.1%
37	諸収入(手数料も含む)	13,411,617	53.8%	6,168,385	46.0%	6,000,000	97.3%
38	歳 入 合 計 A	3,702,957,774	98.5%	3,879,123,961	104.8%	4,006,916,309	103.3%

歳 出	決算		決算		決算見込み	
	22 年 度		23 年 度		24 年 度	
	決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
39 総 務 費	99,021,126	112.7%	84,258,054	85.1%	84,620,000	100.4%
40 保 険 給 付 費	2,482,832,267	99.4%	2,633,855,463	106.1%	2,691,630,000	102.2%
41 一般療養諸費	2,235,027,114	98.3%	2,379,718,815	106.5%	2,431,490,000	102.2%
42 給 付	2,009,477,830	98.2%	2,123,927,195	105.7%	2,170,000,000	102.2%
43 療 養	23,464,536	108.5%	22,654,225	96.5%	23,100,000	102.0%
44 高 額	202,041,890	98.2%	232,830,467	115.2%	237,800,000	102.1%
45 高額介護	42,858	28.7%	306,928	716.2%	590,000	192.2%
46 退職療養諸費	229,063,465	114.7%	234,092,318	102.2%	239,100,000	102.1%
47 給 付	200,088,296	111.0%	203,647,945	101.8%	208,000,000	102.1%
48 療 養	2,151,580	110.9%	2,147,326	99.8%	2,200,000	102.5%
49 高 額	26,823,589	151.9%	28,297,047	105.5%	28,900,000	102.1%
50 審査支払手数料	7,077,488	99.2%	7,133,290	100.8%	7,380,000	103.5%
51 出産育児一時金	8,764,200	72.6%	9,211,040	105.1%	9,660,000	104.9%
52 葬 祭 費	2,900,000	72.5%	3,700,000	127.6%	4,000,000	108.1%
53 後期高齢者支援金等	407,062,747	89.8%	451,327,605	110.9%	501,105,253	111.0%
54 前期高齢者納付金	708,351	54.9%	1,337,863	188.9%	530,069	39.6%
55 老人保健拠出金	840,161	2350.9%	28,591	3.4%	24,208	84.7%
56 介護納付金	172,190,515	103.2%	193,633,768	112.5%	214,270,000	110.7%
57 高額医療費(共同事業)拠出金	60,899,008	113.4%	70,438,344	115.7%	74,900,000	106.3%
58 保険財政共同安定化事業拠出金	358,378,806	102.9%	370,720,357	103.4%	420,000,000	113.3%
59 保 健 事 業 費	38,005,253	112.3%	39,205,634	103.2%	43,000,000	109.7%
60 特定健康診査等	23,391,583	98.9%	25,355,044	108.4%	29,000,000	114.4%
61 保健事業	14,613,670	143.3%	13,850,590	94.8%	14,000,000	101.1%
62 基金積立金	74,096	53.9%	80,694	108.9%	40,000	49.6%
63 諸 支 出 金	25,599,847	127.3%	22,131,034	86.4%	48,123,000	217.4%
64 予 備 費	0	-	0	-	0	-
65 歳 出 合 計 B	3,645,612,177	99.5%	3,867,017,407	106.1%	4,078,242,530	105.5%
66 歳入歳出差引A-B	57,345,597	58.8%	12,106,554	21.1%	△ 71,326,221	-589.2%

◎県内各市の保険税（料）の状況 ～H24 本算定時～

市 名	医 療 分				支 援 分				介 護 分				計			
	1 人 当たり 円	順 位	世 帯 当たり 円	順 位	1 人 当たり 円	順 位	世 帯 当たり 円	順 位	1 人 当たり 円	順 位	世 帯 当たり 円	順 位	1 人 当たり 円	順 位	世 帯 当たり 円	順 位
新 潟 市	63,269	3	109,487	6	21,052	2	36,431	4	21,257	12	26,931	12	105,578	3	172,849	5
長 岡 市	52,746	17	91,365	17	20,249	5	35,076	5	22,651	6	28,740	6	95,646	12	155,181	14
上 越 市	60,975	6	104,410	7	19,307	7	33,060	8	22,561	8	28,056	10	102,843	6	165,526	8
三 条 市	57,743	9	102,283	10	18,359	10	32,521	11	21,986	9	27,617	11	98,088	10	162,421	10
柏 崎 市	54,497	14	91,760	16	19,282	8	32,467	12	20,178	15	25,439	16	93,957	14	149,666	15
新 発 田 市	54,386	16	98,135	14	15,249	18	27,516	18	18,384	19	23,824	18	88,019	18	149,475	16
小 千 谷 市	69,131	1	120,124	2	15,093	19	26,227	19	23,175	4	29,352	4	107,399	2	175,703	4
加 茂 市	57,105	11	101,241	12	17,368	15	30,792	14	21,984	10	28,426	8	96,457	11	160,459	12
村 上 市	58,051	8	103,190	8	18,366	9	32,647	10	22,594	7	28,928	5	99,011	9	164,765	9
糸 魚 川 市	38,426	20	62,152	20	17,521	14	28,339	16	18,947	17	22,510	19	74,894	20	113,001	20
妙 高 市	55,646	13	93,428	15	19,461	6	32,675	9	18,260	20	22,234	20	93,367	15	148,337	17
五 泉 市	54,393	15	100,078	13	18,290	11	33,652	7	21,627	11	28,146	9	94,310	13	161,876	11
阿 賀 野 市	60,479	7	112,106	4	18,204	12	33,745	6	20,530	14	25,718	14	99,213	8	171,569	6
佐 渡 市	50,163	18	85,714	19	17,982	13	30,726	15	20,587	13	26,002	13	88,732	17	142,442	18
魚 沼 市	57,130	10	102,783	9	22,888	1	41,179	1	23,753	3	33,331	3	103,771	5	177,293	3
南 魚 沼 市	65,638	2	125,352	1	20,460	3	39,073	2	26,151	2	34,792	1	112,249	1	199,217	1
十 日 町 市	62,194	4	113,103	3	17,035	16	30,978	13	26,260	1	34,330	2	105,489	4	178,411	2
胎 内 市	56,202	12	101,293	11	20,415	4	36,794	3	22,850	5	28,631	7	99,467	7	166,718	7
燕 市	62,133	5	111,801	5	10,614	20	19,099	20	20,178	15	25,550	15	92,925	16	156,450	13
見 附 市	49,394	19	88,005	18	15,826	17	28,196	17	18,581	18	23,922	17	83,801	19	140,123	19
平 均	56,985		100,891		18,151		32,060		21,625		27,624		96,761		160,574	

見附市は県内 20 市のうち高い方から 19 番目（安いほうから 2 番目）となっています。

平成 25 年度 見附市国民健康保険事業運営方針

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしている。国民健康保険を取り巻く環境は、政府の緊急経済対策等の効果を背景に景気回復へ明るい兆しが広がりを見せているものの、本格的な景気回復には至っておらず、また、国保被保険者の年齢構成、医療費水準が他の保険と比較して高く、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では依然として厳しい状況に置かれている。

また、国が協議を進めている社会保障制度改革により国保制度も変革の時期にさしかかっており、今後、具体的な制度設計の動きを注視していく必要がある。

当市の国民健康保険では平成 25 年 1 月末現在で全市世帯の 39.4%にあたる 5,566 世帯で、総人口の 23.3%に相当する 9,856 人が被保険者となっている。急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も 1 人当たり医療費の増加が見込まれる。

国保財政の運営は被保険者が納入する国民健康保険税と国からの交付金などにより財源を確保し、保険給付を行うしくみとなっているため、負担と給付のバランスの調整を図り安定運営に努めていかなければならない。

今年度の事業運営にあたっては被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進める。

1 財政安定化対策

国保財政は急速に悪化しており、平成 23 年度決算では国民健康保険給付等準備基金を 5,000 万円取崩し、不足する保険給付財源に充てたところである。平成 24 年度決算見込みにおいても同基金を取崩し、この結果、基金は底をつくこととなり、今年度においては国民健康保険運営協議会、市議会での審議を経た上で国保税率の改正を行う。

2 保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施する。

- ① 国民健康保険税の賦課・収納業務を行っている税務課において、悪質な滞納者に対しては滞納処分を行う。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易に期待できる滞納者に対しては税務課において収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行う。
- ③ 必要に応じて滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づく適正な処理に努める。
- ④ 口座振替による収納は納期限内納付による収納率向上に寄与するものであることから一層の推進に努める。

- ⑤ 納付書による納付については、被保険者の納付の利便性を高めるため、現行の金融機関窓口での納付のほか、「コンビニ納付」を実施する。
- ⑥ 収納率数値目標 現年度分 96.10% (H23 実績 96.09%)
滞納繰越分 17.00% (H23 実績 16.72%)

3 適用の適正化対策

- ① 医療保険における被保険者の負担の公平化を期すため退職者医療制度の適用徹底を図る。
- ② 日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者のうち国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対しての異動手続きを促すものとする。また、国民年金第2号被保険者資格喪失一覧表を活用し会社等を退職し、厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとする。
- ③ 国民健康保険税賦課及び軽減適用の適正化を推進するため、税務課において所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行う。

4 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を3人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたる。
- ② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行う。
- ③ 県などが主催するレセプト点検事務等研修会への積極的な参加と、県指導員の受入れにより点検員の技術向上を図る。
- ④ レセプト点検から重複受診者等リストを抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施する。
- ⑤ 保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を通知することにより被保険者の健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうために年4回(1回3か月分)医療費通知を国保連合会の共同事業として実施する。

医療費通知見込枚数 1回 4,900 世帯×4回=19,600 枚

- ⑥ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点からジェネリック医薬品差額通知を国保連合会の共同事業として実施するとともに、効果について分析する。また、ジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布する。

5 保健事業の推進

保健事業は健康でいきいきと生活してもらうために疾病の予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防が図られることを目的に実施する。

(重点事項)

① 健康診断への助成

名 称	対 象 者	助成割合	定員
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割 26,600 円	258 名
脳ドック	30 歳以上	〃 47,775 円	108 名

② 医療費分析により市の健康課題を明確にするとともに、保健担当部署と連携し、国保だより発行、健康講座の開催など分析結果を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化する。

③ メタボリックシンドローム該当者及び予備群には生活習慣病の重症化を予防するため、個別指導や個別訪問を実施するなどハイリスクアプローチの取組を強化する。

④ 特定健診・特定保健指導については節目年齢（40・50・60 歳）の被保険者を対象とした健診無料化、未受診者訪問等による受診勧奨、健診結果説明会を開催し、同時に初回面談も行うなど受診率、実施率の向上を図る。

6 広報活動の推進

① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行及び市広報への記事掲載を行う。

② 国民健康保険税の仮算定通知、本算定通知の送付に際し、制度周知の機会として税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封する。

③ 後期高齢者医療制度の案内等は広域連合と連携し随時、合同の広報を行う。

月別広報（予定）

月	広報みつけ（主な内容）	健康だより	そ の 他
4	人間ドック等		仮算定通知へのチラシ同封
5	資格手続		
6	税軽減制度		
7	保険証切替等	1 号（保険証切替）	本算定通知へのチラシ同封
8	資格手続		
9	高額療養費		
10	ジェネリック医薬品差額通知		
11	税納入方法・口座振替推進		
12	人間ドック等案内	2 号（医療費適正化）	
1	納税額のお知らせ案内		確定申告用納税額のお知らせ
2	所得申告等について		
3	資格手続案内	3 号（ドック申込等）	

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職 員 関 係
4	協議会開催 国保税率	国保担当課長会議
5		国保初任者研修会
6		
7	県運協連絡会 総会及び研修会	
8	協議会開催 決算報告ほか	
9		
10		県国保指導監査
11		レセプト点検事務研修会
12		レセプト点検の現地指導会
1		
2	協議会開催 事業計画、予算ほか	
3		

平成 25 年度 国民健康保険事業計画表

事業月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
賦課業務	賦課期日 4/1 仮算定通知書送付 4/15 (譲渡所得調査 5月中旬:税務課) 本算定通知書送付 7/15 ※毎月 15 日納付書発送、毎月 20 日督促状発送 〈随時の業務〉 更正決定書送付(税務課) 過誤納還付処理(税務課) 所得調査(市外転入者)											
収納業務	納税相談(通年) 滞納整理(通年) 徴収強化月間											
適用の適正化	所得未申告者への申告勧奨(通年)・退職者医療対象者の職権適用(通年)											
医療費適正化	縦覧点検(毎月)・資格点検(毎月)・第三者行為点検(通年)											
保健事業	国保ドックの実施(通年) 特定健診を6月、9月、12月に実施											
医療費通知	6月(12・1・2月分)			9月(3・4・5月分)			12月(6・7・8月分)			3月(9・10・11月分)		
ジェネリック医薬品差額通知	年3回程度(予定)											
広報活動	広報誌への記事掲載(毎月) 健康だより発行(年3回)											

平成25年度 国保会計予算案(当初予算)

審議案 ②

歳入

単位:千円

歳入内容		25年度	24年度	比較	前年度比	説明
1	国民健康保険税	721,600	709,000	12,600	101.78	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
2	督促手数料	400	400	0	100.00	保険税が納期限内に納税されない場合に発送となる督促状の手数料(100円)
3	療養給付費等 国庫負担金	647,000	668,000	△ 21,000	96.86	一般被保険者に係る療養給付費等について、国が32%を負担するもの(平成24年度は34%)
4	高額医療費共同事業国庫負担金	19,800	19,800	0	100.00	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を国が負担するもの
5	特定健診等国負担金	6,000	6,000	0	100.00	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を国が負担
6	財政調整交付金	259,000	253,000	6,000	102.37	市町村の財政力の不均衡を調整するため、国が交付するもの(一般分医療給付費の9%相当)
7	出産育児一時金補助金	0	10	△ 10	皆減	1人につき1万円の国庫負担(平成24年度で打ち切り)
8	療養給付費等交付金	285,000	275,000	10,000	103.64	退職被保険者に係る療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける交付金
9	前期高齢者交付金	1,140,000	1,120,000	20,000	101.79	前期高齢者1人当たり医療給付費と前期高齢者加入率による財政調整
10	高額医療費共同事業県負担金	19,800	19,800	0	100.00	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を県が負担するもの
11	特定健診等県負担金	6,000	6,000	0	100.00	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を県が負担
12	県財政調整交付金 県補助金	182,000	146,000	36,000	124.66	基準交付金(一般医療費の8%)＋支援交付金(経営姿勢の評価による加算1%)＝一般医療費の9%相当(平成24年度までは7%)
13	高額医療費共同事業交付金	93,000	93,000	0	100.00	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り80万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
14	保険財政共同安定化事業交付金	403,600	403,000	600	100.15	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り30万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
15	基金運用収入	10	150	△ 140	6.67	基金利子収入
16	一般会計 繰入金	256,000	206,000	50,000	124.27	基盤安定分、財政安定化分、出産育児一時金分、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
17	保険給付準備基金繰入金	1	50,000	△ 49,999	0.00	療養給付費等の増加により、歳入不足が生じた場合基金を取り崩し、繰り入れるもの
18	繰越金	20	10,010	△ 9,990	0.20	前年度からの繰越
19	延滞金	1,369	1,370	△ 1	99.93	保険税の滞納分に係る延滞金
20	雑入	3,400	3,460	△ 60	98.27	第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)など
合計		4,044,000	3,990,000	54,000	101.35	

歳出

単位:千円

歳出内容		25年度	24年度	比較	前年度比	説明
1	一般管理費	76,259	77,019	△ 760	99.01	国民健康保険事業運営に要する事務費等の費用
2	賦課徴収費	10,018	9,057	961	110.61	保険税の賦課及び徴収に要する費用
3	運営協議会費	510	510	0	100.00	国保運営協議会に要する費用
4	療養給付費	2,370,680	2,355,540	15,140	100.64	医療費の支払いに要する費用
5	高額療養費	244,000	240,000	4,000	101.67	高額療養費の支払いに要する費用
6	高額介護合算療養費	2,250	2,250	0	100.00	医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合の負担を軽減に要する費用
7	移送費	80	80	0	100.00	医師の指示により緊急的な必要性があり移送された場合に要する費用
8	出産育児一時金等	12,610	12,610	0	100.00	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件42万円又は39万円)
9	葬祭費	5,000	5,000	0	100.00	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
10	後期高齢者支援金等	520,140	501,070	19,070	103.81	後期高齢者(75歳以上)の医療費に当てるための支援金
11	前期高齢者納付金等	1,560	1,560	0	100.00	前期高齢者(65～74歳)の加入者数に応じた財政調整の拠出金
12	老人保健医療費拠出金	150	150	0	100.00	国保老人医療費の精算に充てるための拠出金
13	介護納付金	230,000	215,000	15,000	106.98	介護保険の費用に充てるための納付金(40～64歳が対象)
14	高額共同事業医療費拠出金	79,580	79,580	0	100.00	高額療養費共同事業交付金の運営に充てるための市町村拠出金
15	保険財政共同安定化事業拠出金	431,000	431,000	0	100.00	保険財政共同安定化事業の運営に充てるための市町村拠出金
16	その他の共同事業拠出金	10	10	0	100.00	国保連合会共同事務事業に係る拠出金
17	保健事業費	57,393	56,664	729	101.29	各種保健事業(特定健診、人間ドック助成)に要する費用
18	給付準備基金積立金	10	150	△ 140	6.67	保険給付準備基金への積立金
19	諸支出金	2,250	2,250	0	100.00	保険税の還付及び国庫支出金等の精算に要する費用
20	予備費	500	500	0	100.00	緊急的な支出に対応するための予算
合計		4,044,000	3,990,000	54,000	101.35	

平成 25 年度 国保制度の主な改正について

① 70 歳～74 歳の被保険者の自己負担割合は、引き続き「1割」に据え置き

一部負担の 1 割から 2 割への見直しについて平成 24 年度に引き続き、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月まで 1 年間凍結を延長するもの。ただし、現役並み所得者は 3 割負担。

※医療制度改革により、法定上は平成 20 年 4 月から 2 割負担とされている。

② 国保税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化

軽減を受けていた世帯について、国保の被保険者であった者が国保から後期高齢者医療制度に移行しても従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、後期高齢者医療制度へ移行した被保険者も含め国保税の軽減判定所得を算定

⇒24 年度までの特例措置を 25 年度以降も継続(恒久化)

③ 特定世帯に係る軽減措置の延長

国保からの移行により単身世帯(特定世帯)となる者について世帯割額を半額にする措置を軽減割合 1/4 として、3 年間延長する。

(参考)

～平成 27 年 4 月施行～

④ 財政基盤強化策の恒久化

保険者支援制度、保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業を平成 26 年度まで暫定措置を 1 年間継続したうえで平成 27 年度から恒久化するもの。

⑤ 財政運営の都道府県化

市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業について事業対象をすべての医療費に拡大するもの。

特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等 (国民健康保険税)



要望内容

国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年間、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。

現状 (要望の背景)

① 保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とする。

(例) 夫婦2人世帯 (夫 (世帯主) : 75歳以上、妻 : 75歳未満)

【20年3月まで】 $(35万円 \times (\text{世帯に属する被保険者数} + 33万円以下))$

【現行制度】 $(35万円 \times (\text{世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数})) + 33万円以下$

↓
恒久化

② 世帯割に係る配慮

国保からの移行により単身世帯 (特定世帯) となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分 (1/4) として、3年間延長する。

